

# 第1章

## 物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、製品の国籍を決定する基準や手続を定める原産地規則、アンチ・ダンピングに

ついての規律、基準認証、EPA/FTA による自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

### < 関税 >

EPA/FTA においては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行関税率からの一定年数による段階的撤廃等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われることが多い今日、国内関係者は我が国が締結した EPA/FTA における関税撤廃及び削減に関する理解を深めることに加え、他国の EPA/FTA における関税撤廃及び削減について理解を深めておくことが重要である。なお、EPA/FTA における関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT 第 24 条の規律が課されている。

(GATT 第 24 条の規律については、第 II 部第 16 章を参照)。

#### (1) 関税撤廃の方式

各 EPA/FTA において、関税撤廃の方式は、品目ごとに、撤廃期間、撤廃の基準となる税率(ベースレート)、撤廃の方法によって決定される。これらは、一般的に「譲許表 (Tariff Schedule) 」と呼ばれる協定本体の附属書 (Annex) 及び注釈において規定される。

#### ① 関税撤廃期間

##### (a) 先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間、先進国・開発途上国間の EPA/FTA では、2001 年発効のシンガポール・NZ 協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合、最短で即時撤廃、GATT 第 24 条の解釈に関する了解において「妥当な期間」とされる 10 年間での関税撤廃とし、さらに 3 年、5 年、7 年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

##### (b) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の EPA/FTA では、授權条項 (本報告書第 II 部第 1 章 最恵国待遇 (b) 授權条項参照) を根拠に、一般的に長期間で関税撤廃されることが多い。例えば、2005 年に物品貿易協定が発効した中国 ASEAN 協定 (※一部品目については、2004 年からアーリーハーベスト (early harvest) (後述) を実施) では、中国及び ASEAN 原加盟国については、原則 4 年 (関税率 10% 未満) 又は 5 年 (関税率 10% 以上)、一部の品目については 7 年で関税撤廃するとし、CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) については原則 10 年、一部の品目については 13 年となっている。なお、CLMV の 10 年超の関税撤廃品目は各国品目数の約 4.8% まで認められている。1993 年発効の AFTA の CEPT (共通効

果特惠関税)については、ASEAN 原加盟国と CLMV で具体的な年数が異なり、原加盟国は 2010 年までに、CLMV は 2015 年（一部例外は 2018 年）までに関税撤廃を実現することとしている。また、関税削減・撤廃品目の関税率 0～5%の実現については、原加盟国は 2003 年に（2002 年には一部例外を認めたくえで 0～5%）、CLMV は 2010 年まで（ベトナム：2006 年、ミャンマー・ラオス：2008 年、カンボジア：2010 年）に実現することとしている。そして、2018 年 1 月からは ASEAN 後発加盟国である CLMV の域内関税が撤廃された。

## ②撤廃の基準となる税率（ベースレート）

ベースレートは通常、交渉時の実行最恵国（MFN：Most-Favoured-Nation）税率が適用される。ただし、ベースレートを交渉当時の MFN 税率としない例も存在する。例えば、これまでの日本の EPA において、相手国が一般特惠制度（GSP：Generalized System of Preferences）適用国の場合、GSP 税率適用品目については、一部の例外を除き、GSP 税率をベースレートとしている（これらの品目は、EPA 発効後、原則として GSP 適用の対象外となる）。また、品目のセンシティブリティをベースレートに反映させる例も存在する。日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）や日ベトナム EPA において、ベトナムは、一部の鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品、化学品などについて、各産業における投資の呼び込み・投資計画の保護の重要性を主張し、WTO 譲許税率を超えない範囲で、MFN 税率よりも高い税率をベースレートとしている。なお、EPA/FTA は二国間又は多国間での特惠関係であるが、EPA/FTA 締結国が MFN 税率を自主的に下げたことにより、品目によっては MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率よりも低くなる場合が発生する（税率逆転現象）。こうした場合を想定し、我が国が締結する EPA/FTA では、MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率より低い場合に EPA 税率は MFN 税率と同じ税率になると規定しているものもある。（日豪 EPA 第 2.4 条第 4 項等）。一方、EPA/FTA は特惠関係であるから EPA/FTA 特惠税率は MFN 税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EU チリ FTA やシンガポールインド FTA においては、MFN 税率が引き下げられた場合、その MFN 税率を新たなベースレートとして同様の法則に従い撤廃する税率を新たな EPA/FTA 特惠税率とする方法が採用されている。

## ③撤廃の方法

関税撤廃の方法としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方法、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方法が基本的に適用される。但し、①及び②以外の関税撤廃方法については③ベースレートから数年間または関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方法（米韓 FTA における米国側乗用車等）、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方法（豪タイ協定のタイ側自動車等）等、関税の引き下げ方が均等でない方法も存在する。関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては一般的に、品目ごとのセンシティブリティに応じて関税撤廃方法及び期間を定めている。例えば、NAFTA において原則として即時撤廃、4 年、9 年、14 年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、品目ごとにカテゴリーを決めるとともに、さらに原則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方法を定めている。一方で、ベースレートによって撤廃期間及び撤廃方法を機械的に定める場合があり、例えば、豪 NZFTA では、ベースレート 5%を超えるものは 5 年以内に撤廃、5%以下のものは即時撤廃を規定し、中国 ASEANFTA ではベースレートに応じて 5 分類（中国及び ASEAN 原加盟国）の関税撤廃方式を規定している。また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト方式がある。例えば、インド-タイ FTA においては、家電製品や自動車部品等 82 品目について 2004 年 9 月からアーリーハーベストを実施し、既に関税が撤廃されている。また台湾-中国の海峡兩岸経済協力枠組協議（ECFA）においても石油化学製品や機械、繊維製品等 806 品目（中国側 539 品目、台湾側 267 品目）について、2011 年 1 月から 2013 年 1 月までにアーリーハーベスト方式での関税撤廃を実施した。

また、サービス分野ではよく見られる最恵国待遇を関税率について約束している例が存在する。米ペルー FTA では、同 FTA の交渉妥結以降（2005 年 12 月）にペルーが、牛肉、豚肉、ミルク、バター、調整食料品などの農林水産分野の一部の品目について、米国に約束した特惠税率よりも低い関税率を第三国との EPA/FTA において約束した場合、その特惠税率が自動的に米国に対しても適用されることを規定している。

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げのみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議

の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④新規関税の導入及び関税引き上げの禁止（スタンドスティール）を約束している品目、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目（除外品目）に大別される。

## （2）その他の関連規定

### 輸出税

輸出税（※第Ⅱ部第3章＜参考＞コラム：「資源・エネルギーとWTOルール」参照）に関しては、GATT第

11条第1項が関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTOプラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA、日ペルーEPA、日豪EPAなどでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA（第20条）では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

## ＜原産地規則＞

### （1）ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、WTO協定税率の適用や貿易統計の作成等に用いられる非特惠原産地規則と特定の国の産品に関税上の特惠待遇を与えるため（例えば、一般特惠関税制度に基づく特惠税率の適用やEPA/FTAに基づくEPA/FTA特惠税率の適用）に用いられる特惠原産地規則に大別される。

非特惠原産地規則はWTO原産地規則協定において規律が定められ、各国が独自に策定している一方、現在、それらの調和作業が進められている（詳しくは、第Ⅱ部第10章原産地規則参照）。特惠原産地規則は、産品に関税上の特惠待遇の対象となる特定の国の原産品であることの認定を行うことにより、それ以外の第三国で実質的に生産された産品が、締約国を經由して輸入される場合（「迂回輸入」）にまで、関税上の特惠待遇を付与しないことを主な目的として制定されている。

### （2）法的規律の概要

EPA/FTAにおける原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の2つから構成される。

#### ①原産地規則

原産地規則は、大別すると（a）産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、（b）当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、（c）第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

#### （a）原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

##### （i）完全生産品

締約国領域内で完全に生産された産品（例えば、締約国内で生まれ、かつ、飼育された家畜や締約国内で採掘された鉱石等）。

##### （ii）原産材料のみからなる産品

原産材料（原産地認定基準(i)～(iii)いずれかの条件を満たす材料）のみを用いて、締約国領域内で生産された産品。

##### （iii）実質的変更基準を満たす産品

非原産材料を用いて生産され、かつ、実質的変更基準（当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容）を満たした産品。実質的変更基準は、次の3基準を用いて、品目毎に「品目別規則（PSR: Product Specific Rules）」として記述するのが一般的である。また3基準による認定方法の詳細についても、EPA/FTA毎に規定される。

#### （ア）関税分類変更基準（CTC rule : Change in Tariff Classification rule）

締約国領域内での加工を通じて、非原産材料の関税分類番号と異なる関税分類番号の産品が得られた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品

に原産資格を付与するルールである。求められる実質的変更の度合いは製品毎に関税分類番号の桁数で指定される。具体的には、関税分類番号の上 2 桁（類）の変更（CC：Change in Chapters）、上 4 桁（項）の変更（CTH：Change in Tariff Headings）、上 6 桁（号）の変更（CTSH：Change in Tariff Sub-Headings）のいずれかを満たすことが求められる。

(イ) 付加価値基準（RVC rule：Regional Value Content rule）

締約国領域内において実施された調達、加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値（閾値）を超えた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該製品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。

(ウ) 加工工程基準（SP rule：Specific Process rule）

締約国領域内で特定の加工が実施された場合に実質的変更基準が満たされたとみなし、当該製品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。化学製品や繊維製品、半導体等に適用されていることがある。

**(b) 救済規定**

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。主な救済規定は、下記のとおりである。

**(i) 累積**

関税分類変更基準、付加価値基準双方に適用される救済規定であり、EPA/FTA 相手締約国の原産部品・材料を輸入して他の製品の生産に使用する場合、これを自国の原産品たる部品・材料とみなすもの。また、一部の EPA/FTA では、上記の原産部品・材料の累積に加え、EPA/FTA 相手締約国において行われた生産を、自国において行われた生産とみなす生産行為の累積が規定されている。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

**(ii) ロールアップ**

製品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価額についても原産材料の価額として含めることができる規定である。

**(iii) トレーシング**

製品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを許容する規定であり、また、原産材料の価額に、当該一次材料中の原産部分の価額を加算することを可能とする規定である。

**(iv) デミニマス（僅少の非原産材料）**

基本的に製品の品目別規則（PSR）が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて製品を生産したものの、所要の PSR を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の価額又は重量が製品の価額又は重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する規定。つまり、僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

**(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定**

**(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定**

仮に、ある製品が形式的には所要の PSR を満たした場合であっても、締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述した規定である。

**(ii) 積送基準**

輸出締約国から輸入締約国に製品を直接輸送することを求めるとともに、物流・運搬の事情等により、仮に EPA/FTA 締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、製品の保存等の一定の軽微な作業では原産性が失われないことを定めた規定である。

**②原産地証明手続**

世界の EPA/FTA における特恵原産地証明制度は、主に、第三者証明制度と自己申告制度の 2 つの制度に大別できる。また、自己申告制度は、義務や罰則の対象（主体）に着目すれば、認定輸出者による自己証明制度、輸出者等による自己申告制度、輸入者による自己申告制度の 3 つに分類することができる。

2019年2月に発効した日EU・EPAにおいて導入されている。

#### (a) 第三者証明制度

輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度。日本が締結している多くのEPAやAFTA (ASEAN Free Trade Area, ASEAN加盟10カ国間の自由貿易協定) 等において導入されている。

#### 《特徴》

- ・証明書を受給した者に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

#### (b) 自己申告制度

##### (i) 認定輸出者による自己証明制度

輸出締約国当局によって認定された者が自ら原産地申告(原産地証明書)を作成。主にEU等において導入されており、また、日本においても、2009年9月に発効した日スイスEPA、2012年3月に発効した日ペルーEPA及び2012年4月に発効した改正日メキシコEPAにおいて導入されている。

#### 《特徴》

- ・原産地申告(原産地証明書)を作成する認定輸出者に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

##### (ii) 輸出者等による自己申告制度

輸出締約国内に所在する輸出者等(要件を国内法令で規定することが一般的)が証明書を作成。NAFTA、韓国・チリFTA、豪州・チリFTA、米国・韓国FTA等で導入されている。日本においても、2015年1月に発効した日豪EPA、2018年12月に発効したCPTPP協定、2019年2月に発効した日EU・EPAにおいて導入されている。

#### 《特徴》

- ・原産地証明書を作成する輸出者等に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

##### (iii) 輸入者による自己申告制度

輸入者が証明書を作成。米国・豪州FTA、米国・韓国FTA等で導入されている。日本においても、2015年1月に発効した日豪EPA、2018年12月に発効したCPTPP、

#### 《特徴》

- ・原産地証明の作成主体は輸入者であり、当該者に対して輸入締約国当局が義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を措置。
- ・産品が原産品であるかの確認は基本的に輸入締約国税関当局が輸入者に対して実施。

### (3) 我が国及び世界のEPA/FTA原産地規則

#### ①我が国のEPA/FTA原産地規則

我が国がこれまでに締結したEPAの原産地規則の概要については、不正貿易報告書2017年版678頁以降を参照。以下には、2017年版から記載内容の更新があったもののみ記載する。

##### (i) 日シンガポールEPA

「不正貿易報告書2017年版590頁参照」

##### (ii) 日メキシコEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (iii) 日マレーシアEPA

「不正貿易報告書2017年版590～591頁参照」

##### (iv) 日フィリピンEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (v) 日チリEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (vi) 日タイEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (vii) 日ブルネイEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (viii) 日インドネシアEPA

「不正貿易報告書2017年版591頁参照」

##### (ix) 日ASEAN・EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

(x) 日ベトナム EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

(xi) 日スイス EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

(xii) 日インド EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

(xiii) 日ペルー EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

(xiv) 日豪 EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 591～592 頁参照」

(xv) 日モンゴル EPA

「不正貿易報告書 2017 年版 592 頁参照」

(xvi) TPP

「不正貿易報告書 2017 年版 592 頁参照」

(xvii) CPTPP (TPP11)

「不正貿易報告書 2018 年版 424 頁参照」

(xviii) 日 EU・EPA

2018 年 7 月署名、2019 年 2 月発効。我が国にとって、日スイス EPA に次ぐ欧州諸国との経済連携協定である。基本的な構成はこれまで日本が締結してきた EPA と同様であるが、付加価値基準の計算方法に関し、日本がこれまで締結した EPA と同様の「域内原産割合 (RVC)」に加え、「非原産材料の利用上限 (MaxNOM)」との併用制が採用されている。また、原産地証明制度については、輸出者、生産者、輸入者による自己申告

制度を採用している。

②世界の EPA/FTA 原産地規則

世界には既に、大別して下記の 3 つの EPA/FTA 原産地規則の類型（米国が採用する米州型、EU が採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型）が存在している。

(a) 米州型

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「ネットコスト方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している部分もある。証明方法は自己申告型を採用している (NAFTA 原産地規則の詳細については、コラム参照)。

(b) 欧州型

EEA (European Economic Area、EU 加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定) 協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認定輸出者型と第三者証明の併用が基本となっている。

(c) アジア型

ASEAN における共通市場の創設と地域の生産拠点化を進めるために更なる貿易円滑化等を進めるべく、2010 年 5 月に AFTA (ASEAN Free Trade Area、ASEAN 加盟 10 か国間の自由貿易協定) の共通効果特惠関税 (CEPT) に代わる ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA : ASEAN Trade in Goods Agreement) が発効した。ATIGA を利用する際の原産地規則については、付加価値基準か関税分類変更基準のどちらかを選択する方式 (Co-equal) を採用している。証明制度は、AFTA に代表されるとおり、第三者証明を採用している国が多いが、協定によっては認定輸出者自己証明制度等の自己申告型を採用している国も存在。

---

## <AD、相殺措置>

---

### (1) ルールの背景

近年、FTA の締結にあたり、WTO 協定上認められてい

るアンチ・ダンピング (AD) 措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD 協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990 年代以降こ

うした規定が FTA に盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によって FTA 締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害される（アンチ・ダンピングの具体例については、第 II 部 6 章を参照）ことを避けることや、FTA 締結国間共通の競争政策をもって AD 措置と代替させることにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

## （2）WTO 協定との関係

EPA/FTA 協定における AD 措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTO の目的には整合的である。他方、AD 措置の不適用までは至らないが、AD の手続面及び実体面における規律の強化（WTO プラスの規律）については、WTO の AD ルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD 協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能である。その一方で、AD 調査や措置の発動に際し、FTA 締結国との関係でのみ WTO プラスの規律で特別に扱うことは、その内容によっては、GATT の最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

## （3）法的規律の概要

1990 年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTA における AD 措置の規定は大きく以下の 3 つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についてもこれに準ずる。）。

### ① WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA 協定の中で、明示的に WTO・AD 協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTA の総則の中で、GATT 上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でも WTO 上の AD 規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポール EPA 等、多くの FTA がこの類型にあてはまる。

### ② WTO・AD 協定よりも規律を強化するもの

最近締結された FTA などでは、WTO プラスの AD 規律を導入している。例えば、NZ・シンガポール FTA では、①AD 税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の 2% から 5% へ引き上げ（第 9 条 1 (a)）、②上記①は新規調査事案のみなら

ずレビューにも適用する（同 (b)）、③無視できるダンピング輸入量を 3% でなく 5% とし、輸入量が 5% を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同 (c)）、④上記③の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも 12 か月とする（同 (d)）、⑤AD 税賦課の期間を原則として 5 年から 3 年に短縮する（同 (e)）、などの点において規律強化が図られた。日 EU・EPA では、重要事実開示において特に開示すべき情報の明示（第 5.12 条 3(a)）、調査開始前の通報について、調査開始の少なくとも 10 日前までに通報すべきことを明記（第 5.14 条）するなどの規律強化が行われた。

また、韓国インド貿易協定においては、レッサー・デューティー・ルール（AD 課税決定の際、ダンピング・マージンと等価な税率を課さなくても国内産業への損害を除去できる場合は、当該損害の除去に十分な程度の税率（ダンピング・マージンよりも低い税率）を適用することの義務化）（第 2.17 条）、ゼロインギング（「第 I 部第 2 章 米国 アンチ・ダンピング」参照）の禁止（第 2.18 条）や措置撤廃後 1 年以内の再調査の禁止（第 2.19 条）が規定されるなど、WTO・AD 協定よりも規律強化が図られている。

こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定める FTA の例もある。例えば、EU 韓国 FTA（KOREUFTA）のように申請書を受理した当局が調査開始 15 日前に相手国に通知すること、米韓 FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州 FTA（TAFTA）のように AD 課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

### ③ 協定締結国間での AD 措置の不適用を規定するもの

1990 年に豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係における AD 措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備して AD 措置を廃止することとし、AD 措置を相互不適用とした。また、カナダ・チリ FTA においては、2003 年以降、域内貿易に対する AD 措置を撤廃することとしつつ（第 M-01～03 条）、これにより想定外の状況が生じた場合の一定の協議事項を規定している（第 M-04 条）。

もともと、上記のうち、AD 措置の相互不適用を定める FTA は極めて例外的である。大部分の FTA は、締結国間での WTO 協定上の権利・義務を確認しており、市

場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与による「国内産業への損害」に対応する措置として、AD 措置及び相殺関税措置の発動を認めている。

#### (4) 我が国の EPA/FTA における AD 規律の概要

我が国がこれまで締結した EPA において、WTO プラスの規律が盛り込まれたのは日インド EPA のみであり、その他の EPA では WTO 協定上の権利・義務を確認する（域内での WTO 協定に整合的な AD 措置の適用を認める）のみである（図表 III - 1-2 参照）。

平成 23 年 8 月に発効した日インド EPA では、AD 措置の手続き面に関する WTO プラスの規律として、調査開

始を求める申請書を受領した当事国が調査開始の少なくとも 10 執務日前までに相手国に対して申請の受領を通知し、申請書の全文提供を行うことを義務付けた規定（第 24 条）が盛り込まれた。これは我が国にとって、EPA において AD 措置に関する具体的に強化した初の例といえる。

2016 年 2 月に署名された TPP では、AD/CVD について、WTO 協定上の権利義務が確認されたほか、透明性及び適正な手続を促進する運用として、調査過程等における具体的手続が義務的な形ではないが、挙げられている。これらの規定は、締約国の権利義務を定めるものではないが、透明性を促進する運用が共有されることにより、各締約国による AD 措置・CVD 措置の濫用を抑制する効果が期待される。

<図表 III-1-2>我が国の発効済み・署名済み EPA/FTA の AD、相殺措置に関する規定概要

我が国の EPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日・シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5（b））	
日・メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条（b））	
日・マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））	
日・フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4（b））	
日・チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第3条）、域内適用可能（第28条（d）（ii））	
日・タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第15条（b）（ii））	
日・ブルネイ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第20条4（b））	
日・ASEAN （AJCEP）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第10条1）、域内適用可能（第13条（a）（ii））	
日・ベトナム	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・スイス	調査開始前の速やかな通知、要請に基づく協議の可能性の検討、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））

我が国の EPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
	協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、 域内適用可能（第11条（c）（ii））	
日・インド	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条 1）、域内適用可能（第16条（b）（ii）） 調査開始前の通知及び申請書全文提供、通 知を受けた締約国は輸出者等に通報可（第 24条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条 1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））
日・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2条1）、域内適用可能（第18条（e）（ii））	
日・オーストラ リア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.11条）、域内適用可能（第1.2条（f）（ii））	
日・モンゴル	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.17条）、域内適用可能（第2.1条（f）（ii））	
日・EU	WTO協定上の権利及び義務を確認（第5.11 条）、域内適用可能（第2.4条（b））、特に開 示すべき情報の明記（第5.12条3(a)）調査 開始前の通報について、10日前までに通報 すべきことを明記（第5.14条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第5.11 条）、域内適用可能（第2.4条（b））、特に開 示すべき情報の明記（第5.12条3(b)）
TPP	WTO協定上の権利及び義務を確認（第6.8 条）、附属書6-Aにより透明性及び適正手続 を促進する運用を規定	

## <セーフガード>

### (1) ルールの背景

#### ① EPAの締約国間セーフガード措置

多くのEPA/FTAでは、当該EPA/FTAによる関税譲許等の自由化に関する義務を負った相手国産品の輸入が急増した場合に関する締約国間でのセーフガード(SG)措置を規定している。これは、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、EPA/FTAにおける関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT上の最恵国関税に戻すことを認めるものであり、当該EPA/FTAに、その発動要件や手続を規定している。締約国間SG措置は、EPA/FTAの自由化交渉において、セ

ンシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティバルブ（安全弁）として機能しており、EPA/FTA交渉上重要な項目の1つである。

#### ② 締約国間セーフガード措置の分類

締約国間SG措置は、その内容により、以下の4つに分類することができる。すなわち、(1)主にWTOのSG協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール等）、(2)主にGATT第19条に準拠した内容のもの（NAFTA、USMCA、CPTPP等）、(3)一般的な締約国間SG制度を有しないもの（韓チリ等。但し、韓チリには農業についてのSGは存在）、(4)一定の条件下SG措置の発

動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合に SG の発動を認めるもの）（EFTA、EU メキシコ等）。現状、日本の EPA における締約国間 SG 措置は(1)(2)の類型のものといえる。以下、締約国間 SG 措置の特色と具体例を概観する。

## （２）法的規律の概要

### ① EPA 締約国間セーフガード措置の特色

上記の通り、締約国間 SG 措置は、EPA/FTA の貿易自由化に対するセーフティバルブ（安全弁）として機能する。よって、措置の発動も、EPA/FTA によって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えが強く、WTO の SG 措置とはやや性格の異なる制度であると考えられる。ここから以下のような特色が生じる。

#### （a）WTO の SG 措置よりも制限的な措置内容

WTO の SG 協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第 5 条第 1 項）、一般的に、EPA/FTA による締約国間 SG 措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引上げ幅についても、SG 協定では特段の定めがないのに対して、締約国間 SG 措置では EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率（締約国間 SG 措置をとる時点における実行 MFN 税率又は協定発効の前日における実行 MFN 税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。

これは、EPA/FTA の貿易自由化に対するセーフティバルブ（安全弁）という締約国間 SG 措置の上記基本理念から必然的に導かれる特色である。またそもそも、特定国間の EPA/FTA 上の規定に基づいて実行 MFN 税率を超える関税引き上げを行ったり、締約国からの輸入数量を制限したりすることは、WTO 協定の最恵国待遇義務との抵触を生じ、GATT 第 24 条（自由貿易地域）による正当化も困難であろう。

#### （b）発動要件や期間等の制限

締約国間 SG 措置では、EPA/FTA に基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加したことを発動要

件とするが、EPA/FTA 交渉時に予見し難かった事情であることまでは要求しない例が多い。GATT 上の譲許よりさらに進んだ関税撤廃・削減を定める EPA/FTA の性格上、ある程度の輸入増加は締約国として当然予測しているからであろう。しかし、関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指す EPA/FTA の基本目的を踏まえ、締約国間 SG 措置の規律は WTO の SG 協定よりも厳格であることが多い。

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。

また、締約国間 SG 措置の適用を、FPA/ETA 発効後又は関税撤廃及び削減後の一定の経過期間に制限する例もある（CPTPP、日 EU 等）<sup>1</sup>。

さらに、措置の発動期間については、原則 2 年・最長 4 年（日シンガポール協定）や原則 4 年・最長 5 年（日マレーシア協定）など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。

暫定措置の規定がなく、SG 調査完了前の発動を認めない例（CPTPP、USMCA 等）も、SG 措置規律の強化の例といえよう。

加えて、SG 措置の適用を禁止する僅少（デミニマス）基準を導入している例として、調査対象製品の輸入が、国内販売市場シェアの 2% 以下又は総輸入（調査申請前の 12 か月間）の 3% 以下の場合には締約国間 SG 措置をとってはならないとするシンガポール・インド FTA 等が存在する。

#### （c）発動対象の限定（多国間 EPA/FTA）

3 か国以上の締約国が存在する EPA/FTA に固有の問題であるが、締約国間 SG 措置の発動対象について、(i) 輸入源のいかんを問わず域内全域に対して発動するのか、(ii) 特定締約国に対して発動するのか、制度設計にバリエーションがありうる。CPTPP では、輸入増加・国内産業への損害のおそれ等の要件充足性を各締約国別に認定し、要件を満たした締約国からの輸入に対してのみ SG 税を賦課する（上記(ii)）こととしている。

<sup>1</sup> 実際に経過期間の終了により締約国間 SG 措置が撤廃された例も存在する。豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。1990 年 7 月の物品貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、同二国間 SG 措置は廃止された。

## ② WTO 協定と EPA 締約国間セーフガード措置の関係について

まず、第 II 部第 8 章 1. (2) にて既述のとおり、WTO 協定上の SG 措置の対象から EPA 締約国を除外した場合、WTO セーフガードの対応性原則 (Parallelism) との関係で問題が生じうる。この点、我が国が締結した EPA/FTA の場合、締約国間 SG 措置を発動している場合であっても、WTO 協定に基づくセーフガードの発動に特段の制限 (EPA/FTA 締結国を SG 措置の対象から除外する等) が加えられることはない旨 EPA/FTA の規定上確保されており、WTO 協定整合性の問題は原則として生じない。

また、これも前述の通り、EPA 締約国間 SG による貿易制限措置も WTO 協定 (特に最恵国待遇義務) との整合性が問題となりうる。我が国が締結した EPA において認められる締約国間 SG 措置は、EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率まで引き上げることのみを許容しており、原則として、この点でも WTO 協定との整合性の問題は発生しないと考えられる。(ただし、EPA/FTA は域内の「実質上のすべての貿易」について「制限的通商規則」を廃止しなければならない (GATT 第 24 条 8 項) との規律もあり、締約国間 SG 措置の設計・運用によっては別途これに抵触する可能性もあることに留意すべきである)。

## < 基準・認証制度 >

### (1) ルールの背景

WTO には、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定 (WTO/TBT 協定) がある (詳しくは第 II 部第 11 章参照)。EPA/FTA においても、基本的に、各国の制度上の専門性、地域の特殊性を考慮しつつ、基準認証に関する条項が設けられている。

### (2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT (貿易の技術的障害) 委員会、APEC/SCSC (基準・適合性小委員会) 等の多国間における専門家間の協議を通じて問題点の共有化を図り、各国と共同歩調をとりながら議論を進めることにより、透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するという WTO/TBT 協定の目的に沿って、我が国のこれまでの EPA では、日インドネシア EPA 及び日ブルネイ EPA を除き、基準認証分野について次のように規定している。

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日 ASEAN・EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、日豪 EPA、日モンゴル EPA は、WTO/TBT

協定に基づく権利義務を再確認し、また一部の協定は、強制規格、適合性評価手続及び透明性に関し、WTO/TBT 協定に基づく権利義務の再確認を超えるレベルの要素を一部盛り込んでいる。(なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第 3 章「人の移動」を参照)。

① 日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日 ASEAN・EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日ペルーEPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 600~601 頁参照」

② 日シンガポール EPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 601 頁参照」

③ 日タイ EPA、日フィリピン EPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 602 頁参照」

④ 日インド EPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 602 頁参照」

⑤ 日豪 EPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 602~603 頁参照」

⑥ 日モンゴル EPA  
「不公正貿易報告書 2017 年版 603 頁参照」

⑦ TPP・TBT 章

「不公正貿易報告書 2018 年版 429 頁参照」

⑧ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び  
先進的な協定 (CPTPP)

上記 TPP に同じ

⑨ 日 EU・TBT 章

第 7 章に「貿易の技術的障害」章を設置。WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、主要条文を日 EU 協定に組込む方式を採用 (CPTPP と同様)。

強制規格に関し、作成に当たり、強制規格案の代替手段であって利用可能なものの評価等を行うことや、制定された強制規格について、できる限り 5 年を超えない適当な間隔で見直すこと等を規定。国際規格に関し、国際規格を作成し得る国際機関等の名称 (ISO, IEC, ITU 等) を例示しつつ、それらの機関が作成した規格は、WTO・TBT 委員会の決定 (「国際規格の 6 原則」) に規定された原則及び手続に従うことを条件として、関連する国際規格として考慮されることを規定。また、透明性に関して、強制規格及び適合性評価手続案を WTO に通報した後、原則として 60 日間、他締約者が意見をすることを許容すること、強制規格の公表と実施の間に「適当な期間」として、通常少なくとも 6 箇月間を設けることを規定。なお、「連絡部局」を指定し、特別委員会を設置している点は従来型 EPA と同じ。